

# 安全就業ニュース

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会



明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

「安全はすべてに優先する」でお願いいたしますね。チエブクローより

**㊟令和4年度の重篤事故件数は、29件 令和5年度は、36件です。令和6年度は、12月報告分までで26件です。㊟**

## 令和6年12月（令和6年度）事故速報

### (1) 重篤事故

12月は、3件の重篤事故の報告がありました。

12月までの累計でみると、令和5年度の22件と比して令和6年度は26件と4件の増加となっています。また、就業中・就業途上別にみると、就業中の事故は1件の増加、就業途上は3件の増加となりました。

累計26件の内訳は、就業中は、剪定等6件 草刈2件、清掃4件 その他4件 就業途上は、自転車8件、バイク1件、自動車1件です。

#### 12月報告分までの累計

令和6年度累計	就業中・就業途上	件数	内 訳				令和5年度同月累計					
			事故の程度		性別		計	事故の程度		性別		
			死亡	入院	男性	女性		死亡	入院	男性	女性	
就業中	16(2)	12(0)	4(2)	14(2)	2(0)	就業中	15	11	4	14	1	
就業途上	10(1)	8(0)	2(1)	7(1)	3(0)	就業途上	7	3	4	2	5	
計	26(3)	20(0)	6(3)	21(3)	5(0)	計	22	14	8	16	6	

( )は、当月分報告分

#### 12月報告分内容

No.	性別等	区分等	事故の状況	安全帽	安全帯	交通手段
24	男 80歳	就業中 (入院)	庭木を三角梯子を使って剪定中、2,3段目から約1m程度転落し、脳出血、頭蓋骨骨折など。	×	×	—
25	男 83歳	途上 (入院)	会員が自転車で横断歩道を渡っていたところ会員側の信号は赤信号で信号無視をしたため、交差点に入ってきた車にはねられ頭部打撲による骨折となった。	○	—	自転車

## 1 2月報告分内容

No.	性別等	区分等	事故の状況	安全 帽	安全 帯	交通 手段
26	男 81歳	就業中 (入院)	約4mの所にある枝を12尺の三脚脚立の9段目からチェーンソーで切っていたところ切っていた枝が裂けて脚立にあたり転落した。	○	○	—

### (2) 1ヶ月～6ヶ月未満の入院及び後遺障害の事故

12月は、就業中の事故24件、就業途上の事故10件と、合計34件であり、昨年度同月20件と比して14件の増加となっています。また、男女別では、男性は25件で10件の増加、女性は9件で4件の増加となっています。

12月までの累計で比較してみると、昨年度の214件と比して、本年度は204件と10件の減少となっています。就業中・就業途上別にみると、就業中は146件で20件の減少となっており、就業途上は58件で10件の増加となっています。男女別では、男性は3件の増加となっており、女性は13件の減少となっています。

#### 令和6年度12月分

	仕事の内容	事故数(件)		男性(件)		女性(件)		平均年齢(歳)	
		12月	累計	12月	累計	12月	累計	12月	累計
就 業 中	植木・樹木の剪定等	11(9)	55(69)	10(9)	53(68)	1(0)	2(1)	76	76
	除草作業	5(2)	30(28)	4(2)	27(25)	1(0)	3(3)	78	78
	屋内・屋外清掃作業	3(5)	29(32)	0(2)	11(11)	3(3)	18(21)	73	76
	その他	5(3)	32(37)	4(2)	29(30)	1(1)	3(7)	75	76
	計	24(19)	146(166)	18(15)	120(134)	6(4)	26(32)	76	76
就 業 途 上	徒歩	4(0)	16(16)	2(0)	9(7)	2(0)	7(9)	79	78
	自転車	5(0)	33(24)	4(0)	22(11)	1(0)	11(13)	77	79
	バイク	1(0)	8(6)	1(0)	5(1)	0(0)	3(5)	73	77
	自動車	0(1)	1(2)	0(0)	1(1)	0(1)	0(1)	—	82
	計	10(1)	58(48)	7(0)	37(20)	3(1)	21(28)	78	79
合 計		34(20)	204(214)	25(15)	157(154)	9(5)	47(60)	76	77

( )は令和5年度同月の発生件数

※就業中の植木・樹木の剪定等の事故の累計件数について、「男性6か月以上の入院報告」が1件あったので重篤事故(12月報告分)に計上し、その分(1件)を累計から差し引きました。

「シルバー人材センター団体傷害保険に係る事故件数等報告書」については、事故の有無にかかわらず毎月8日までに必ず提出願います(平成30年4月24日付 事務局長通達により通知済)。(※安全就業の手引(第六改訂)P109～P129掲載) ※シルバー団体傷害保険の支払いが確定した事故については、速やかに「シルバー団体傷害保険に係る事故件数等報告書」により報告し、報告漏れがないようお願いします。

1ヶ月～6ヶ月未満の入院及び後遺障害の事故 12月報告分**剪定作業**11件の内容

No.	事故の内容	年齢	性別	安全帽	安全帯
1	樹木の枝切作業中、三脚の下から2から3段目(60から90cm)より転落し仰向けに倒れ急性硬膜下血種・脳挫傷になった。ヘルメット未着用。	70	男	×	×
2	高さ約7mの樹木に脚立をかけて剪定作業を行っていたが、安全帯、ヘルメットを装着することを失念し、高さ約2mの高さから転落した。当センターの安全就業基準では、ヘルメットは必ず着用し、地上より2m以上の樹木の上での作業は安全帯を着用することになっていたが、当日、会員同士での作業前確認ができておらず、安全対策を怠ったまま、作業に従事してしまった。	74	男	×	×
3	剪定作業中、5尺の脚立から転落した。降りる際、足を滑らせ落下し頸椎骨折した。	79	男	×	×
4	脚立にのって桎の木を剪定をしていたところ切株から伸びている枝を切ろうと切株に足をかけたところ、木が朽ちていたためにバランスを崩して2m下へ墜落した。腰の大動脈損傷。	74	男	○	×
5	剪定作業中、三脚にあがり作業していたところ、三脚が倒れて約2m落下し横向きに倒れていた。第一頸椎骨折した。	78	男	○	×
6	作業が終わり屋根に落ちた葉を落とすため安全帯のフックを外してスレート屋根に下地があると思われる個所に足を降ろしたところ屋根を踏み割り2.5mの高さから転落しくるぶしを骨折した。	79	男	○	×
7	植木剪定作業が一部終わり、右側部の作業を実施するため脚立から一旦降りて脚立を右側に移動し再度脚立に登り3段目に片足を乗せたがグラつき倒れ左足膝裏を骨折した。	76	男	○	×
8	石垣の上の生垣を安全帯を使用しながらバリカンを使用し植木剪定作業を進め、移動のため一旦安全帯を外し左手で枝を掴んだところ枝が軟弱であったためバランスを崩し約3メートルの高さから落下し仙骨骨折した。	73	男	○	○
9	時々小雨が降る中の作業中、脚立で枝落としている際、落とした枝が脚立にあたり、濡れたこともあり2～3段目付近より足を滑らせ地面に尻餅をつき右大腿骨骨折した。	82	男	○	×
10	剪定作業を終えて剪定くず等を処分するため仮置き場に向かい車から降りる際、足を滑らせ腰部を骨折した。	77	女	—	—
11	剪定作業中、脚立8尺から降りているところ6段目に背中から転落し第3胸椎破裂骨折した。(傾斜していた)	69	男	×	×

## 全シ協より **⑨頭を守らないと死亡のリスクが大きくなる**

12月報告分において、剪定作業での重篤事故は、**2件**、1ヶ月～6ヶ月未満の入院及び後遺障害の事故は、**11件**です。剪定作業での墜落・転落事故は、毎月、全国どこかで発生しています。最も欠かせない安全帽、墜落制止用器具(安全帯)を装着していなかったこと、脚立が地面同様の環境を構築できていなかったこと、高い樹木の剪定をそもそも受けてよかったのか！などです。

シルバー事業は、自主・自立、共働・共助の理念の基に、健康で働く意欲のある高齢者が、これからの人生をいきいきと生きていこうという目的と生きがいをもって地域社会に貢献していく目的を持って就業しています。そうした高齢者が、事故に遭う、あるいは事故の不安を抱えて就業するということはあってはなりません。

組織全体で、一人一人の会員さんの命を守るため、「墜落・転落」の事故の撲滅に向けて以下の対策を徹底していただきますようお願いいたします。

- ① 剪定作業では、保護帽（ヘルメット）の装着を徹底してください。（⑨必須）  
また、あご紐はしっかり締め、ぐらつかないように着用してください。
- ② 脚立・足場板を使用する場合は、墜落制止器具（安全帯）の装着も必須です。装着が難しい場合や地面同様の環境が確保できない場合は、お断りください。
- ③ 現場を確認の上、樹の高さ、太さ（できる限り地上作業にする、高さ太さの基準を現時点より低く設定する）など周辺の環境（アスファルトの道路、コンクリート、大きい石などがある場合の対策、断るなど）を確認し、受注する場合もそれぞれの就業会員の能力、体力に見合った仕事を提供してください。
- ④ 契約以外の就業を禁止
- ⑤ 複数人での作業体制を確立（事故の重大化を防ぐため、お互いが視認できる位置での体制の確立）
- ⑥ 脚立、梯子の上ではチェーンソーの使用は禁止
- ⑦ 作業現場は整理整頓
- ⑧ 作業手順及び注意事項の作成
- ⑨ 作業別安全チェックシートでの確認
- ⑩ 抜き打ちパトロールなど

### 【組織的な安全就業体制の確立】 組織で取り組んでいますか？

安全就業の重要性を理解していない会員・役員はいないはずですが。でも事故は起こっています。事故防止は会員個人に任せるのではなく、センターが組織を挙げて取り組むべきものです。そのための体制整備を確立することが重要です。

- ① 安全就業対策基本計画の策定等
- ② 安全就業担当理事の選任
- ③ 安全就業委員会・地区安全就業対策会議などの設置
- ④ 安全就業基準の作成
- ⑤ 事務局の役割の明確化
- ⑥ 安全就業推進（指導）員の配置と地区安全就業対策員の選任
- ⑦ 日常の安全対策